○農林水産省国土交通省令第二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、漁船特殊規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十日

農林水産大臣　野村　哲郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

漁船特殊規程の一部を改正する省令

漁船特殊規程（昭和九年逓信省農林省令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則 第二章　船体 第三章　設備 第一節　救命設備 第二節　消防設備 第三節　其ノ他ノ設備 第三章の二　防火構造 第四章　雑則 附則	目次 第一章　総則 第二章　船体 第三章　設備 第一節　救命設備 第二節　消防設備 第三節　其ノ他ノ設備 第四章　雑則 附則
第一条ノ二　（略）	**第一条ノ二**　（略）
②　前項ノ規定ニ拘ラズ第六十九条ノ五及別表信号灯ノ項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於ケル総トン数ハ船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第一条第三項各号ニ掲グル船舶ノ区分ニ応ジ夫々当該各号ニ定ムル総トン数トス	②　前項ノ規定ニ拘ラズ第六十九条ノ五及別表信号灯ノ項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於ケル総トン数ハ船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第一条第二項各号ニ掲グル船舶ノ区分ニ応ジ夫々当該各号ニ定ムル総トン数トス （新設）
③　本令（第六十六条第二項ヲ除ク。）ヲ船舶安全法施行規則第十八条第二項ノ表第六号上欄ニ掲グル船舶（以下ケープタウン協定適用船ト称ス）ニ適用スル場合ニ於ケル総トン数ハ船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項ニ定ムル国際総トン数トス	
（救命艇及び救命いかだ）	（救命艇及び救命いかだ）
第四十八条　（略）	**第四十八条**　（略）
2　前項の規定にかかわらず、総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、各舷に、最大搭載人員を収容するため十分な救命艇又は救命いかだを備え付けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認める場合は、この限りでない。	（新設）